東浦町介護予防事業・日常生活支援総合事業「療法士等派遣事業」業務委託に関する募集要項

### 1 事業名

東浦町介護予防事業・日常生活支援総合事業「療法士派遣等事業」

#### 2 業務の目的

自立支援型マネジメントを徹底させるためには、サービスの開始前に、サービス導入によって達成する生活目標の設定や、サービスのゴール設定を本人や家族と合意形成することが欠かせない。そのため、地域リハビリテーション活動支援事業として療法士がケアマネージャーと同行訪問し、自立支援の合意形成がなされたサービスの利用を促すための側方支援を行うもの。

## 3 事業内容

事業者は、町長の依頼により、地域包括支援センターの職員が派遣対象者の自宅を訪問する場合に、派遣対象者の自宅に療法士等を派遣する。

# 4 派遣対象者

町内に住所を有する 65 歳以上の者又は介護保険法施行令第2条に規定する疾病に罹患した 40 歳以上 64 歳以下の者で地域包括支援センターが派遣を必要としたもののうち、次のアからウのいずれかに該当する者

- ア 要支援認定者
- イ 事業対象者
- ウ その他町長が必要と認めたもの

# 5 派遣回数及び時間

同一派遣対象者につき1回限り、1回あたり1時間以内とする。ただし、町長が必要と認めるときは再度派遣することができる。

# 6 サービス提供場所

派遣対象者自宅

# 7 委託料

1回あたり 1時間以内 3,000円

#### 8 応募資格要件

- (1)介護保険法第8条に基づくサービスを提供している訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所または老人保健施設等で療法士等を職員として配置する事業を運営している事業所
- (2) 従事者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士とする

- (3) 東浦町の介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスを理解し、円滑な事業の実施が可能なこと
- (4) 地方自治体法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)に基づく再生手続きの申し立てがされていないこと
- (6) 国税又は地方税の滞納がないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者でないこと
- (8) その他、介護保険法等関係法令を順守していること
- 9 書類の提出方法等
- (1)提出書類
  - ①療法士等派遣事業所登録届(様式第1)
  - ②事業所の種別を証する書類の写し
  - ③事業所に配置する療法士等の資格を証する書類の写し
  - ④その他町長が必要と認める書類
- (2)受付期間

令和元年10月1日から

(3)提出場所

東浦町健康福祉部 健康課(東浦町保健センター) 住所 東浦町大字石浜字岐路 21 電話 0562-83-9677

- (4)提出方法
  - ①直接持参又は郵送にて提出すること
  - ②提出書類等は返却しない

# 10 その他

(1)書類の追加提出等

町が必要と判断した場合、書類等の追加提出を求める場合があるので、これに応じること (2) ヒアリング等の実施

町が必要と判断した場合、ヒアリング等を求める場合があるので、これに応じること